

ゆうゆう共済ご契約者様

全トヨタ労連ゆうゆうセンター

「ゆうゆう共済」新型コロナウイルス感染症の共済金お支払いの見直しについて

1. 見直しの対象となる保障

■「入院・手術保障」、「緩和医療保障」、「終身医療保障」、「旧・医療共済」

2. 見直しの内容

2022年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症と診断された方が、医師の指示により臨時施設や自宅で療養をされた場合（みなし入院）、次の①「医師に入院が必要と判断された（入院を要する）方」、②「新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与、または、新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方」、③「65歳以上の方」、④「妊娠中の方」に限定して、みなし入院として共済金をお支払いします。

※共済金請求に必要な書類等に関しては、9月26日（月）にゆうゆう共済HPに詳細を掲載します。

3. みなし入院として共済金をお支払いできる方

医師の指示により臨時施設や自宅で療養される方のうち、
「重症化リスクの高い方」のみ対象



<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

(○支払い対象・×支払い対象外)

ケース	陽性判明日(診断日)	
	9月25日まで	9月26日以降
入院された場合	○	○
宿泊療養・自宅療養された場合 (みなし入院)	重症化リスクの高い方(①~④)	○
	上記以外の方	×

※9月26日以降も新型コロナウイルス感染症で入院した場合は、引き続き全年齢の方が保障の対象となります。

※休業保障にご加入の場合、所定の要件を満たせば、休業5日目～職場復帰するまでの間共済金の支払い対象となる場合があります。

※共済金のお支払いの最終判断は、各引受団体での判断となります。

4. 見直しの理由

この度、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたことを受け、ゆうゆう共済引受各団体が「みなし入院」に係る入院共済金の取扱いを「重症化リスクの高い方」に限定することとしたため。

以上

Q & A よくあるご質問と回答

Q1

新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」とは何ですか？

A1

新型コロナウイルス感染症と診断された方が、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合、これを「入院」とみなし、入院共済金をお支払いする、特別な取り扱いのことです。

Q2

2022年9月26日以降、どうして「みなし入院」取り扱いの見直しが行われるのですか？

A2

2022年9月26日以降、政府による「全数把握の見直し」により、「重症化リスクの高い方」にあたらない方々は、感染症法上の医師が発行する発生届の対象外となり、医師の管理下から外れてしまうこととなります。（新型コロナウイルス感染症に罹患したことをもって「入院が必要な状態」とは判断できないと状況となります。）
医師が発行する発生届の対象とならない方における入院の必要性を鑑み、入院共済金のお支払い対象を見直すことになりました。

Q3

ゆうゆう共済で、「みなし入院」の取り扱いが見直しされるのはどの保障ですか？

A3

ゆうゆう共済で扱っている保障のうち、「入院・手術保障」、「緩和医療保障」「終身医療保障」、「旧・医療共済」が今回の「みなし入院」の取り扱いの見直しの対象となります。

Q4

「重症化リスクの高い方」とはどのような方が対象になりますか？

A4

政府の方針にあります以下の①～④のいずれかに該当する方をいいます。
①医師の指示により入院が必要と判断された（入院を要する）方
②重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
③65歳以上の方
④妊娠中の方

Q & A よくあるご質問と回答

Q5

どうして『重症化リスクの高い方』は引き続き「みなし入院」の対象になるのですか？

A5

政府が規定します「重症化リスクの高い方」は医療対応を最優先されるべき方として、引き続き感染症法上の医師が発行する発生届の対象のまま医師の管理下のもと健康観察等が求められることから、「本来、入院が必要な方」と捉え、「みなし入院」の対象となります。

Q6

2022年9月25日に発熱、翌26日に医師から新型コロナウイルス感染症と診断・指示により自宅療養を開始した場合、「重症化リスクの高い方」ではない場合、入院保障の対象になりますか？

A6

診断日（医療機関等により陽性と判断された日）が2022年9月26日であるため、対象になりません。診断日により判断させていただきます。

Q7

65歳以上または、妊娠中の方は、2022年9月26日前後で「みなし入院」の取り扱いについてなにか変わることはありますか？

A7

変わることはありません。この間の「みなし入院」の取り扱いのとおり、医師の指示で定められた施設等で療養を行う場合でも入院とみなし、入院共済金をお支払いします。
（今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、この取り扱いをさらに変更する場合があります。その場合にはあらためてご案内いたします。）

Q8

2022年9月26日以降も「みなし入院」の対象となる、「重症化リスクの高い方」のうち医師に入院が必要と判断された（入院を要する）方とありますが、実際に入院をした場合は、「みなし入院」の取り扱いをする必要がなく、通常の共済金を受けられるのですか？

A8

そのとおりです。入院をされた場合は通常通りの共済金をお支払いします。

Q & A よくあるご質問と回答

Q9

陽性判明日（診断日）と発症日の違いはどのようなことですか？

A9

陽性判明日（診断日）とは、医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された日です。発症日とは、たとえば、発熱や咳などの症状が出始めた日です。みなし入院の場合には、この陽性判明日（診断日）を入院開始日とみなします。

Q10

新型コロナウイルス感染症による自宅療養で入院共済金が支払われることを知らなかった。2022年9月25日以前に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養をした（「重症化リスクの高い方」の要件は満たさない）が2022年9月26日以降に請求をした場合、入院共済金は支払われますか？

A10

2022年9月25日以前に診断されていれば、「重症化リスクの高い方」以外であっても、共済金を請求いただくことができます。所属の労働組合を通じて請求ください。なお、共済金の請求権時効は3年となります。時効の起算日の詳細は、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。